

違法伐採に対する輸出国の取組と輸入材の合法性の証明

輸出国調査を踏まえた東アジア輸出国の取組み(概要)

国際環境 NGO FoE Japan

森林担当 三柴淳一

## 1. ロシア材の合法性証明の動向

### 【現状】

#### ■ 第三者機関による認証

✓ FSC 認証(シベリア、極東のみ): FSC 認証林が拡大している。2010 年 1 月現在で 540 万 ha だったが、2010 年 7 月で、更に 260 万 ha が認証取得した。現在、認証取得プロセス中の事例を含めると、約 1,000 万 ha となる。これは十分な供給体制といえる

✓ SGS 社が運営する合法木材検証システム(VLTP): 現在では CoC1 社のみ。その他は失効

#### ■ 一地方の業界団体による認定

✓ 極東木材輸出協会(DEL)による団体認定企業数は 2010 年 8 月現在で 11 社(JLIA 調べ)

### 【課題】

- シベリア、極東地域で拡大する FSC 認証材を、地方・州政府、業界団体の支援の下、輸出書類上へ反映
- 極東木材輸出協会(DEL)の団体認定に、伐採地まで遡及できる書類管理機能を追加  
また、地方主体の林政の開始という現状を考慮に入れた上で、
- 植物検疫証明書と伐採申請書を関連付け、地方・州の連邦出先機関と連携し輸出書類へ反映
- 地方・州の優先投資プロジェクトにおいて合法性証明を確保

## 2. 東南アジア材(マレーシア、ベトナム)の合法性証明の動向

### <マレーシア>

### 【現状】

#### ■ 州政府のトレーサビリティシステム: サラワク州は STIDC の輸出許可証、サバ州 & 半島は MTIB の輸出許可証

全木連(2008). 木材・木材製品の合法性持続可能性の証明のためのガイドラインに関連した Q&A.

#### ■ 森林認証: サバ州(PEFC / 1、FSC / 2)、サラワク州(MTCS / 1)、半島部(PEFC / 6、MTCS / 2、FSC / 2)

### 【課題】

- 合法性証明はほぼ達成。
- しかし森林開発 / 農地転換を抑制する効果はゼロ。むしろ森林減少促進?
- 次の目標は持続可能性。早急に着手する必要あり。

## <ベトナム>

### 【現状】

- ベトナムの木材輸出入：ベトナムで加工されている木材の 8 割は輸入。残る 2 割は植林木 300 万 m<sup>3</sup>、天然木 50 万 m<sup>3</sup>。また加工された木材の 9 割は輸入。輸入先は米国、EU、日本など。
- ベトナム国内の木材流通を管理する包括的なトレーサビリティシステム（イ・マのような）はなく、各規定に基づき丁寧に書類を揃える必要あり。例えば、山側では(i)正式な森林利用権取得、(ii)政府による森林管理保護生産運営計画の承認、(iii)伐採後の再植林義務などの遵守状況の確認
- 輸入材の規制は、実質的にワシントン条約(CITES)付属書リストに掲載された樹種のみ
- 違法伐採：2005 年に供給された木材は合計 3,400,000m<sup>3</sup> で、650,000m<sup>3</sup> が合法的な木材生産、2,600,000m<sup>3</sup> は記録のある合法的な輸入業者、そして 150,000m<sup>3</sup> は不明な供給元からの供給（GFD. 2010）。また 2005 年から 2009 年までの間に、41,008 件の違法伐採が報告（25,396ha）。中部および南部で多発。
- 森林認証：FSC 認証取得数は 193 件（うち 1 件のみ FM 認証で他は CoC 認証）

### 【課題】

- 大量ではないが、早急に合法性証明を取得していく必要あり。
- ラオスなど周辺諸国からの密輸材流入リスクが高く、調達リスクは高い。

## 3. EU など国際社会の動向

- EU-FLEGT(EU の木材貿易の水際対策)：ガーナ、コンゴ、カメルーン(VPA 締結)、インドネシア、マレーシア、リベリア(交渉中)、中央アフリカ、ガボン、ベトナム(事前交渉中)、中国(作業計画検討中)、コンゴ民主共和国、ガイアナ(事前交渉準備中)。拡がりつつある。2010 年 7 月、デューディリジェンスシステム(Due Diligence)導入の法案を欧州議会が承認。これにより、EU 域内を流通する非 FLEGT-VPA 木材取引についても一定の規制がかかることになる。同規制は、生産者のみならず、輸入者も対象になる。
- 米国レイシー法：対象製品は、HS コードで 44 類の木材、47 類の木材パルプ、48 類の紙類、そして 94 類の家具等。2010 年 9 月までにリスト化した製品すべてをカバーする。輸入申告の際に積荷に関する情報として、学名、輸入額、総量、伐採国名の記入が要求される。

## 4. まとめ ~合法木材への期待と要望

- 合法木材普及活動の「はじめの一步」である「合法性」は満たした地域もある
- しかしながら、合法性を満たしたゆえに、逆に森林開発 / 農地転換を助長する傾向も見られる
- 次の目標である「持続可能性」への取組みを強く期待する